

第 1 問

基礎応用 32 頁以下、論証

集 20 頁以下

(事案)

令和 3 年 5 月 1 日、A は、B との間で、A が所有する甲建物に関する売買契約を仮装することについて合意した上で、甲建物を代金 2 0 0 0 万円で売買する旨の契約を締結し、甲建物を B に引き渡した。なお、B は A に対して代金 2 0 0 0 万円を支払っていない。

B は、A から甲建物の引渡しを受けたことを奇貨として、甲建物の売却代金を得たいと考えるに至った。

そこで、B は、友人である C に対して、甲建物を代金 2 0 0 0 万円で買って欲しいと提案した。

C は、経済力に乏しい B が不動産を所有しているのは不自然であると感じたが、友人である B が自分に隠し事をするはずがないと考え、B に対して特に確認をすることなく、上記提案に応じると返答した。

令和 3 年 6 月 1 日、B は、C との間で甲建物を 2 0 0 0 万円で売買する旨の契約を締結し、甲建物を C に引き渡すとともに、C から代金 2 0 0 0 万を受領した。

令和 3 年 7 月 1 日、A は、甲建物に C が居住していることに気が付き、C に対して、甲建物の明渡しを求めた。

なお、甲建物の登記名義は A のままである。

(設問)

A の C に対する甲建物の明渡請求が認められるかについて、理由を付して結論を述べなさい。

(参考答案)

1. Aは、Cに対して、甲建物の所有権（民法 206 条）に基づく返還請求権として、甲建物の明渡しを請求している。

所有権に基づく返還請求権の要件は、①請求者が当該物の所有権を有することと、②相手方が当該物を現在占有していることの2つである。

Cは、現在、甲建物に居住することによりこれを占有している(②)。問題は、Aが甲建物の所有権を有するかである(①)。

2. Cは、Aの所有権を否定するために、甲建物は元々Aの所有に属していたが、AはAB間の売買契約（555条）により甲建物の所有権を喪失したと主張する。

もっとも、Aは、Bとの間で甲建物の売買契約を仮装することについて合意していたのだから、AB間の売買契約は、「相手方と通じてした虚偽の意思表示」によるものとして無効になるはずである（94条1項）。

3. そこで、Cは、自分は「善意の第三者」（94条2項）として保護されると主張する。

(1) Cは、AB間の甲建物に関する売買契約を前提としてBとの間で甲建物に関する売買契約を締結することで、AB間の売買契約の有効・無効について法律上の利害関係を有するに至った第三者であるから、94条2項の「第三者」に当たる。

基礎応用 33 頁 [論点 1]、
論証集 20 頁 [論点 1]

(2) Cは、友人であるBが自分に隠し事をするはずがないと考えていたのだから、AB間の売買契約が通謀虚偽表示によるものであることについて知らないという意味で、善意である。もっとも、Cは、経済力に乏しいBが不動産を所有しているのは不自然であると感じていたにもかかわらず、Bに対して特に確認をしていないから、調査確認義務違反としての過失がある。そこで、94条2項の「善意」が善意かつ無過失を意味するのかが問題となる。

94条2項では、「善意」と定められているにとどまる（96条3項対照）。また、94条2項の趣旨は、虚偽の外形の作出につき帰責性のある真正権利者の犠牲において虚偽の外形に対する第三者の信頼を保護することで両者間の利益調整を図ることあるところ、通謀までした真正権利者の帰責性は大きいから第三者に無過失まで要求するべきではない。そこで、94条2項の「善意」では無過失までは不要と解する

基礎応用 34 頁 [論点 2]、
論証集 20 頁 [論点 2]

したがって、Cは「善意の第三者」に当たる。

(3) 甲建物の登記名義がAのままであるから、Cは甲建物の所有権移転登記を備えていない。そこで、「善意の第三者」として保護されるための登記の要否が問題となる。

「善意の第三者」との関係で虚偽表示が有効と扱われる結果、権利が順次移転したことになるから、真正権利者と「善意の第三者」とは、前主と後主の関係に立ち、二重譲渡のような対抗関係には立たない。そこで、「善意の第三者」として保護されるためには対抗要件としての登記（177条）は不要と解する。

基礎応用 34 頁 [論点 3]、
論証集 20 頁 [論点 3]

また、真正権利者の帰責性の大きさから、権利保護資格要件としての登記も不要と解する。

基礎応用 35 頁 [論点 4]、
論証集 21 頁 [論点 4]

したがって、C は、登記なくして「善意の第三者」として保護される。

- (4) C は、「善意の第三者」として保護されるため、AB 間の売買契約の無効を対抗されないから、甲建物の所有権を取得できる。その結果、A は C との関係では甲建物の所有権を失っていることになる。したがって、A は甲建物の所有権を有しない(①)。

4. よって、A の C に対する請求は認められない。 以上

第 2 問

基礎応用 38 頁以下、論証

集 23 頁以下

(事案)

B は、融資を依頼する銀行からの信用を得るために、同居している父 A が所有する甲土地の登記名義を一時的に B に移転しようと考えた。

そこで、B は、令和 3 年 5 月 1 日、A の書斎にある机の引出しから甲土地の登記済証、A の実印、印鑑登録証明書等を持ち出し、A B 間の甲土地に関する売買契約書と委任状を偽装した上で、これらを利用して甲土地の登記名義を A から B に移した。

それから数日後、B が A に対して事情を説明したところ、A は、後でちゃんと登記名義を自分に戻してくれるのなら構わないと述べ、甲土地の登記が B 名義になっていることを放置した。

その後、B は、甲土地の登記名義が B にあることを奇貨として、甲土地の売却代金を得たいと考え、令和 3 年 6 月 1 日、甲土地を代金 3 0 0 0 万円で C に売却し、登記名義を B から C に移した。C は、B との売買契約の際、B から示された甲土地の登記簿を見て、登記名義人である B が甲土地の所有者であると信じていた。

令和 3 年 8 月 1 日、A は、甲土地の登記が C 名義になっていることに気が付き、C に対して、甲土地に関する C 名義の所有権移転登記を抹消するように求めた。

(設問)

A の C に対する甲土地に関する C 名義の所有権移転登記の抹消登記手続請求が認められるかについて、理由を付して結論を述べなさい。

(参考答案)

1. Aは、Cに対して、甲土地の所有権（民法 206 条）に基づく妨害排除請求権として、甲土地に関する C 名義の所有権移転登記の抹消登記手続を請求している。

所有権に基づく所有権移転登記抹消登記手続請求の要件は、①請求者が当該不動産の所有権を有することと、②当該不動産について相手方名義の登記が現在存在することの 2 つである。

現在、甲土地について C 名義の所有権移転登記が存在する（②）。問題は、A が甲土地の所有権を有するかである（①）。

2. AB 間には、売買契約（555 条）といった所有権喪失原因はない。また、不動産登記には公信力がないから、C が不実の B 名義の登記を信じて B との間で売買契約を締結したことをもって、当然に C が甲土地の所有権を取得するともいえない。さらに、AB 間における通謀虚偽表示がないから、C が 94 条 2 項の直接適用により甲土地の所有権を取得するともいえない。そうすると、甲土地の所有権は、元々の所有者である A に帰属したままであるのが原則である。

3. もっとも、これでは、B 名義の登記を信頼して甲土地について取引関係に入った C の取引安全が害される。そこで、C を保護するための法律構成が問題となる。

- (1) 94 条 2 項の趣旨は、虚偽の外形作出について帰責性のある真正権利者が第三者の信頼保護のために権利を失ってもやむを得ないとする権利外観法理にある。

そこで、㊸不実登記の存在、㊹真正権利者の帰責性及び㊺第三者の正当な信頼がある場合には、94 条 2 項の類推適用により、第三者には不実登記に対応する権利取得が認められると解する。

- (2) B は甲土地の所有者ではないから、甲土地に関する B 名義の所有権移転登記は不実登記に当たる（㊸）。

B 名義の登記は、B が甲土地の登記済証、A の実印及び印鑑登録証明書等を利用して作出したものであるから、A が自ら積極的に作出したものではない。もっとも、A は、B 名義の不実登記の存在を認識した上で、B に対して後でちゃんと登記名義を自分に戻してくれるのなら構わないと述べ、B 名義の不実登記を放置したことにより、B 名義の不実登記の存続を承認したといえる。したがって、A には帰責性が認められる（㊹）。

本問のように真正権利者が認めた外形と第三者の信頼した外形とが一致する場合には、真正権利者の帰責性が大きいから、㊺第三者の正当な信頼としては善意で足り、無過失までは不要と解する。

基礎応用 39 頁 [論点 8]、
論証集 23 頁 [論点 8]

基礎応用 40 頁 [論点 10]、
論証集 24 頁 [論点 10]

Cは、Bとの売買契約の際、Bから示された甲土地の登記簿を見て、登記名義人であるBが甲土地の所有者であると信じていたのだから、善意である。本問では無過失までは不要であるから、Cには、過失の有無にかかわらず、正当な信頼が認められる(㊦)。

したがって、94条2項の類推適用により、Cは甲土地の所有権を取得する。

その結果、Aは、甲土地の所有権を失うから、甲土地の所有権を有しないことになる(㊧)。

4. よって、AのCに対する請求は認められない。 以上

第 3 2 問

基礎応用 307 頁以下、論証
集 148 頁以下、平成 18 年
司法試験設問 3 参考

(事案)

A は、令和 4 年 4 月 1 日、B に対して有する 1 0 0 0 万円の売
買代金債権を C に譲渡し、同月 3 日、当該債権譲渡及びその譲渡
について債権譲渡登記がなされたが、B に対する譲渡通知や B に
よる譲渡の承諾はなされていない。

A は、同月 1 0 日、同じ売買代金債権を D にも譲渡し、同月 1
1 日、電話により B に対してその旨の通知をした。

B は、同月 1 3 日、D に対して、上記の売買代金債権に対する
弁済として、1 0 0 0 万円を支払った。

(設問 1)

C は、B に対して、A から譲り受けた売買代金債権の支払いを
請求することができるか。理由を付して結論を述べなさい。

(設問 2)

C は、D に対して、A から譲り受けた売買代金債権の額に相当
する金銭の支払いを請求することができるか。理由を付して結論
を述べなさい。

(参考答案)

設問 1

1. C は、B に対して、AC 間の債権譲渡契約（民法 466 条 1 項参照）の締結により A の B に対する売買契約（555 条）に基づく 1000 万円の売買代金債権を取得したことを根拠として、売買代金の支払いを請求していると考えられる。
2. これに対し、B は、既に第二譲受人である D に対して売買代金債権についての弁済をしているから、C の請求に係る売買代金債権は消滅しているとして反論する。

C は、令和 4 年 4 月 3 日、AC 間における売買代金債権の譲渡について債権譲渡登記をすることで第三者対抗要件を具備している（動産・債権譲渡特例法 4 条 1 項）が、同特例法においては債務者対抗要件と第三者対抗要件が分離されているため、B に対する譲渡通知や B による譲渡の承諾がなかった以上、債務者対抗要件は具備されていない。

他方で、AD 間における売買代金債権の譲渡については、令和 4 年 4 月 10 日、A が電話により B に対してその旨を通知したことにより、債務者対抗要件が具備されている（467 条 1 項）。

そうすると、B が D に対して弁済をした時点では、第一譲受人 C が第三者対抗要件のみを具備しており債務者対抗要件を具備していない一方で、第二譲受人 D は債務者対抗要件のみを具備していたという状況にあったといえる。

こうした状況下では、CD 間だけで見た場合には第三者対抗要件を具備している C が D に優先するが、債務者 B から見た場合には、B は A、C 及び D のいずれに対して弁済しても構わない。

したがって、B の D に対する弁済も有効であるから、これにより譲渡に係る売買代金債権が消滅することになる。

3. よって、C の請求は認められない。

設問 2

1. C は D に対し、D が B から弁済を受けた 1000 万円について、不当利得として返還請求（703 条・704 条）をすることが考えられる。
2. D が B から売買代金債権について弁済を受けたことで 1000 万円の「利益」を得ている一方で、「そのために」C は同債権の履行を請求することができず 1000 万円の「損失」を受けた。
3. 「法律の原因なく」とは、制度趣旨である衡平の理念からみて、財産的価値の移動をその当事者間において正当視できるだけの実質的・相対的な理由がないことを意味する。

売買代金債権について、C のみが第三者対抗要件を具備しているから、少なくとも CD 間では、売買代金債権が C に排他的に帰

属しているものとして扱われる。そうすると、CD間においては、
売買代金債権について D が弁済を受けたことについて正当視で
きるだけの実質的・相対的な理由がない。

したがって、D の 1000 万円の利得には「法律上の原因」がな
い。

4. よって、C の不当利得返還請求が認められる。 以上

第 33 問

基礎応用 309 頁以下、論証

集 149 頁以下

(事案)

建築会社 A は、B に対する建築請負契約に基づく請負代金債権を C に譲渡するとともに、これについて B に対して通知した。

C は、債権の譲受時において、当該請負代金債権が未完成工事に関するものであることを知っていた。

(設問)

B は、C からの譲受債権履行請求に対し、請負契約の債務不履行解除による報酬代金請求権の消滅を理由として、C からの請負代金債権の支払請求を拒むことができるか。

(参考答案)

1. Bは、Cからの請求に対して、請負契約（民法 632 条）の債務不履行解除（541 条以下）による請負代金債権の消滅を「対抗要件具備時まで譲渡人に対して生じた事由」（468 条 1 項前段）として対抗しようとしていると考えられる。

2. 468 条 1 項前段でいう「対抗要件具備時まで譲渡人に対して生じた事由」といえるためには、債務者対抗要件具備時まで抗弁事由発生基礎が存在していれば足りると解されている。

確かに、請負契約の解除は AC 間の債権譲渡に関する通知に後行するものである。しかし、譲渡された請負代金債権は未完成工事に関するものである。そして、請負契約は報酬支払いと仕事完成とが対価関係に立つ双務契約であり、仕事完成義務の不履行があれば請負契約の債務不履行解除により請負代金債権が消滅するのであるから、譲渡債権である請負代金債権に対応する仕事が未完成であることは、請負契約の債務不履行解除による請負代金債権の消滅という抗弁事由発生基礎に当たる。

したがって、Bは、Cからの請求に対して、請負契約の解除による請負代金債権の消滅を「対抗要件具備時まで譲渡人に対して生じた事由」（468 条 1 項前段）として主張できる。

3. もっとも、Cは解除前の「第三者」（545 条 1 項但書）として保護され、その結果、BはCに対して上記2の抗弁事由を対抗できなくなるのではないか。

判例・通説によると、解除前の「第三者」（545 条 1 項但書）については、解除された契約から生じた法律関係を基礎として解除までに新たな権利を取得した者に限られると解した上で、解除された契約から生じた債権そのものの譲受人はここでいう「第三者」に当たらないと解されている。

そうすると、AB間の請負契約に基づく請負代金債権を譲り受けたにとどまるCは、「第三者」として保護されない。

4. したがって、BはCに対して上記2の抗弁事由を対抗できる。
よって、Cの請求は認められない。 以上

基礎応用 310 頁 [論点 1]、
論証集 150 頁 [論点 2]

第 6 2 問

(事案)

Aには満16歳の子Cがおり、夫Bと離婚した後は、Aは親権者としてCと同居している。

Aは、自らの遊興を原因とする多額の借金の返済に窮していたことから、C所有の甲土地及び乙土地を自らが管理していることを奇貨として、甲土地及び乙土地をCの承諾を得ずに売却し、その代金を自己の借金に返済に充てようと考えた。

Aは、Dとの間で、Cの代理人であることを示した上で、甲土地を代金2000万円で、乙土地を代金2000万円で売却する旨の契約をそれぞれ締結した。

なお、Dは、上記の売買契約を締結した時点で、Aが甲土地の代金2000万円をAの借金の返済に充てるつもりであることを知っていた。

(設問)

Dは、Cに対して、甲土地及び乙土地について、所有権移転登記の手続を求めることができるか。理由を付して結論を述べなさい。

基礎応用 504 頁以下、論証
集 251 頁以下、平成 28 年
司法試験設問 1(1)参考

(参考答案)

1. Dは、Cに対して、売買契約（民法555条）に基づく財産権移転債務の履行として、甲土地及び乙土地について所有権移転登記手続を請求していると考えられる。

この請求が認められるためには、AがDとの間で締結した甲土地の売買契約及び乙土地の売買契約の効果がCに帰属していることが必要である。

2. Aは、満16歳の未成年者（4条）であるCの単独親権者として（818条1項・3項）、Cの財産について管理権及び法定代理権を有する（824条）。

Aは、Dとの間で、Cの代理人であることを示した上で、甲土地を代金2000万円で売却する旨の売買契約と、乙土地を代金2000万円で売却する旨の売買契約をそれぞれ締結した。

3. 仮に上記の各売買契約がAC間の利益相反行為に当たるなら、特別代理人の選任を要するから（826条1項）、特別代理人の選任なくして行われた各売買契約は無権代理として無効になる（113条）。

（1）取引安全を図る観点から、「利益…相反」（826条1項）の有無は行為の外形から客観的に判断すべきである。

（2）AがCを代理してC所有の甲土地及び乙土地についての売買契約を締結したことは、その行為の外形から見れば、Cが甲土地及び乙土地の所有権を失うことの対価として売買代金債権を取得するというものであるため、AC間の利益衝突を招来するものではない。したがって、上記の各売買契約は「利益…相反」行為に当たらない。

4. もっとも、Aが売却代金を自己の借金の返済に充てようと考えていたことから、上記の各売買契約は代理権濫用として無権代理とならないか（107条）。

（1）親権者の広範な裁量に鑑み、親権者の法定代理権の行使は、親権者に代理権を授与した法の趣旨に著しく反すると認められる特段の事情が存しない限り代理権濫用（107条）に当たらないと解する。

Aは、自らの遊興を原因とする多額の借金の返済に窮していたことから、その代金を自己の借金の返済に充てようと考えたのであり、売却代金によって返済しようとしている借金はCの生活費等と無関係である。そうすると、Aは、遊興を原因とする借金を返済するという子Cの利益を無視して自己の利益を図ることのみを目的としていたといえるから、上記の各売買契約は、親権者に代理権を授与した法の趣旨に著しく反すると認められる特段の事情が存するものとして代理権濫用に当たる。

基礎応用 505 頁 [論点 1]、
論証集 251 頁 [論点 1]

基礎応用 506 頁 [論点 2]、
論証集 251 頁 [論点 2]

(2) Dは、契約締結の時点で、Aが甲土地の代金2000万円をAの借金の返済に充てるつもりであることを知っていたのだから、Aの代理権濫用意図「を知り」ながら契約に応じているといえる。したがって、甲土地の売買契約は無権代理行為とみなされるため、その効果はCに帰属しない。

また、Dは、乙土地の売買契約と同時に行われた甲土地の売買契約におけるAの代金着服意図について認識していたのだから、乙土地の売買契約におけるAの代金着服意図についても認識していたと推認できる。仮に、このような推認が認められないとしても、Dの上記認識からすれば乙土地におけるAの代金着服意図を疑うべき状況にあったといえるため、Dには乙土地におけるAの代金着服意図の有無を調査・確認する義務があるといえるから、これを怠ったDには過失が認められる。したがって、Dは、乙土地の売買契約におけるAの代金着服意図について「知り、又は知ることができた」といえる。よって、乙土地も無権代理行為とみなされるため、その効果はCに帰属しない。

5. 以上より、Dの各請求はいずれも認められない。 以上

第 6 3 問

基礎応用 511 頁以下、論証
集 253 頁以下、平成 22 年
司法試験設問 5 参考

(事案)

A は、B と婚姻し、その後、B との間に、C が生まれた。その後、B が死亡した。

A は、D と再婚し、D には子として E がいた。その後、D が死亡した。

A は、C と E を呼び、「私は E を認知することにした。認知届の書類にもすべて私が必要な項目を埋めて署名押印しておいたから、後日、認知届を市役所に提出してくる。」と告げた。突然の話に E は驚いたものの、了解した。

ところが、A は、認知届を市役所に提出する前に、事故に巻き込まれ、死亡した。

A の遺品を整理していた C は、A の愛用していた机の引出しの奥に、「遺言」と表面に書かれた 1 通の封書を見つけた。この封書には自筆証書遺言として適式な証書が入っていて、そこには、「私が死亡したときは、私の遺産は C を 2、E を 1 とする割合で分けること。」と A の筆跡で記されていた。

F は生前の A に対し 600 万円を貸し付けており、現在、この貸金債権の弁済期は既に到来している。そこで、F が、前記貸金債権に係る元本の返済を C 及び E に対し請求してきた。

(設問)

F の請求が認められるかについて、理由を付して結論を述べなさい。

(参考答案)

1. Fは、C及びEに対して、CとEが死亡したAの600万円の貸金返還債務を相続又は遺贈により承継したとして、同債務の履行を請求することが考えられる。
2. Cは、Aにより分娩されたAの法律上の「子」である。これに対し、Eは、Aが再婚したDの連れ子であるため、本来はAの法律上の「子」ではない。
3. Aは、Eに対して「私はEを認知することにした。」と述べているところ、AによるEの認知が有効であれば、EはAの「子」として2分の1の法定相続分(887条1項、900条4号本文)を有することになるから、「私の遺産はCを2、Eを1とする割合で分ける」旨のAの遺言は、相続分の指定(902条)に当たる。
しかし、認知は要式行為であるところ(781条1項)、Aが作成してEに対して届出を委託した認知届は、市役所に提出されていないから、AによるEの認知(779条)は効力を生じない。
したがって、EはAの「子」ではないから、Aの遺言は相続分の指定に当たらない。
4. Aの遺言はAの死亡(985条1項)によりその効力を生じることになる。そして、Aの遺言は、相続権を有しないEに対してもAの遺産の3分の1を分けるというものであるから、相続分の指定と解すべきではなく、Eに対する関係では割合的包括遺贈(990条)であり、唯一の相続人であるCに対しては遺産の残余部分が相続により帰属することになると解すべきである。
5. そして、割合的包括遺贈の受遺者Eは相続人として扱われるため(990条)、相続人Cとともに被相続人Aの貸金返還債務も承継(896条本文)することになる。それでは、CとEは貸金返還債務をどのように承継するか。
 - (1) 金債債務は、相続により法律上当然に相続分に従い分割され、各共同相続人に帰属すると解される。そして、包括受遺者が相続人と同一の権利義務を有する(990条)ことからすれば、割合的包括遺贈による金銭債務の承継態様については、共同相続による場合と同様に考えるべきである。そこで、包括受遺者及び相続人が法律上当然に遺贈割合又は相続割合に応じて分割された貸金返還債務を承継することになると解する。
 - (2) そうすると、貸金返還債務600万円のうち、Eが200万円、Cが400万円を分割承継することになる。
6. もっとも、これではFの関与なくして相続債務の承継割合は変更されることになり、Fの利益を害するおそれがある。
 - (1) 902条の2の趣旨は、相続債権者は債務承継の割合について重大な利害を有するから、相続債権者の関与なくして被相続人

基礎応用 513 頁 [論点 1]、

論証集 254 頁 [論点 1]

の意思だけで債務承継の割合を変更させるべきではないという考えにあるところ、この考えは相続人以外の者に対して包括遺贈がなされた場合にも妥当する。そこで、相続人以外の者に対して包括遺贈がなされた場合にも、902条の2が類推適用されると解すべきである。

- (2) 法定相続分に従った場合、Cが600万円の貸金返還債務の全額を承継することになるから、Fは、Cに対して600万円の請求ができる一方で、Eに対して1円も請求することができないことになる(902条の2本文)。

もっとも、Fは、遺言通りの債務承継を承認することにより、Cに対して400万円を請求し、Eに対して200万円を請求することもできる。 以上

(参考文献)

- ・「民法(全)」第2版(著:潮見佳男-有斐閣)
- ・「基本講義 債権各論Ⅰ」第2版(著:潮見佳男-新世社)
- ・「基本講義 債権各論Ⅱ」第3版(著:潮見佳男-新世社)
- ・「プラクティス民法 債権総論」第5版補訂(著:潮見佳男-信山社)
- ・「民法(債権関係)改正法の概要」初版(著:潮見佳男-きんざい)
→「概要○頁」と表記
- ・「民法(相続関係)改正法の概要」初版(著:潮見佳男-きんざい)
→「概要・相続○頁」と表記
- ・「詳解 改正民法」初版(著:潮見佳男ほか-商事法務)
→「詳解○頁」と表記
- ・「詳解 相続法」初版(著:潮見佳男-弘文堂)
→「詳解・相続法○頁」と表記
- ・「Before/After 民法改正」初版(編著:潮見佳男・北居功ほか-弘文堂)
- ・「Before/After 相続法改正」初版(著:潮見佳男・窪田充見ほか-弘文堂)
- ・「民法Ⅰ 総則・物権総論」第4版(著:内田貴-東京大学出版会)
- ・「民法Ⅱ 債権各論」第3版(著:内田貴-東京大学出版会)
- ・「民法Ⅲ 債権総論・担保物権」第4版(著:内田貴-東京大学出版会)
- ・「民法Ⅳ 親族・相続」補訂版(著:内田貴-東京大学出版会)
- ・「LEGAL QUEST 民法Ⅵ 親族・相続」第3版(著:前田陽一ほか-有斐閣)
- ・「民法講義Ⅰ 総則」第3版(著:山本敬三-有斐閣)
- ・「民法講義Ⅳ-1 契約」初版(著:山本敬三-有斐閣)
- ・「民法の基礎1 総則」第4版(著:佐久間毅-有斐閣)
- ・「民法の基礎2 物権」第2版(著:佐久間毅-有斐閣)
- ・「担保物権法 現代民法Ⅲ」第3版(著:道垣内弘人-有斐閣)
- ・「要件事実論30講」第4版(編著:村田渉・山野目章夫-弘文堂)
- ・「紛争類型別の要件事実」改訂版(法曹会)
→3訂版を参照している箇所では「類型別[3訂]○頁」と表記
- ・「新問題研究 要件事実」(法曹界)
- ・「民事判決起案の手引」(法曹界)
- ・「要件事実マニュアル1」第4版(著:岡口基一-ぎょうせい)
- ・「要件事実マニュアル2」第4版(著:岡口基一-ぎょうせい)
- ・「民法判例百選Ⅰ 総則・物権」第8版(有斐閣)
- ・「民法判例百選Ⅱ 債権」第8版(有斐閣)
- ・「民法判例百選Ⅲ 親族・相続」第2版(有斐閣)
- ・「最新重要判例解説」平成18年度～令和2年度(有斐閣)
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011(日本評論社)
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2021(日本評論社)